

風致地区内の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

風致地区内の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和45年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）<u>、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）</u>の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの建設（新築にあつては、<u>有線放送業務</u>の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）</p> <p>エ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるものについては、第1項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるとこ</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は<u>ラジオ放送業務（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務をいい、共同聴取業務に限る。以下同じ。）</u>の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの建設（新築にあつては、<u>ラジオ放送業務</u>の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）</p> <p>エ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるものについては、第1項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるとこ</p>

ろにより、知事にその旨を通知しなければならない。

(1) [略]

(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業、有線放送電話業務若しくは放送事業の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障があると認めて規則で定めるものを除く。）

ろにより、知事にその旨を通知しなければならない。

(1) [略]

(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送（放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障があると認めて規則で定めるものを除く。）

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。